平成２５年（フ）第１０３４号
福岡市早良区有田２丁目12番31―101号
破産者　大黒　研治
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５７０号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵854番地サンティール須恵ＩＢ101号、開始決定時の住所福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1391番地１イーストヒルズＡ203号
破産者　林田　春美
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８４６号
福岡市中央区薬院２丁目５―30―402、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区薬院２丁目３番36―303号
破産者　佐藤　雅春
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９２号
茨城県水戸市元吉田町2121、住民票上の住所茨城県水戸市見川４丁目488番地の４
破産者　大関　伸一
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸35番地２、旧住所埼玉県吉川市大字上内川139番地６
破産者　丸鶴　信一
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４２９号
相模原市中央区すすきの町３番10号　キャトルセゾンすすきの104
破産者　中込　良一
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２４号
兵庫県姫路市亀山323、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区玉地81番地２
破産者　小山秀子こと　姜　　基先
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５４８号
広島市安佐北区あさひが丘１丁目18番３―２号
破産者　片嶌　幹生
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１３号
広島市西区南観音３丁目２番８―503号
破産者　岡山　和男
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９０号
広島県福山市駅家町大字倉光220番地、旧住所広島県福山市久松台３丁目４番５号
破産者　伊藤　慶太
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１３８１号
福岡県糸島市二丈福井488番地１カーサ希望ケ丘壱番館305号
破産者　野田　良一
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３８５号
福岡市博多区上牟田１丁目５―７野瀬ビル１階、住民票上の住所福岡市博多区東那珂３丁目６番51号
破産者　篠倉由美子
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５３７号
福岡市南区横手２丁目36番６号
破産者　佐藤　敬三
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７号
鹿児島県鹿屋市吾平町上名6687番地３、前住所鹿児島県日置市東市来町湯田1910番地の１
破産者　門倉　義広
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
鹿児島県鹿屋市共栄町19番７号、前住所鹿児島県鹿屋市笠之原町7326番地７　コーポたけし202号
破産者　小島　郷博
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿屋市上野町5137番地16、前住所鹿児島県鹿屋市上谷町11571番地１
破産者　浦　　嘉之
法定代理人成年後見人　早川　雅子
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２１６７号
横浜市旭区左近山1116番地の７　左近山団地４街区22棟406号
破産者　冨永　俊三
成年後見人　冨永喜美子
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６９号
静岡市葵区瀬名４丁目９番90号　シャローム小山Ａ201号、旧住所静岡市清水区長崎新田267番地の４
破産者　山崎　　馨
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部